

足寄町地域活性化活動支援事業

1. 実施期間 令和6年7月1日～令和6年8月31日
2. 対象者 町内事業者
3. 実施目的 新型コロナウイルスの影響により町内各団体が実施していたイベント等
及び内容 縮小又は廃止となり、新型コロナウイルス終息後もイベント開催においては再開できない状況である。イベント開催がなくなったことにより商店街等の衰退、にぎわいの喪失は顕著であり各団体が実施する大規模イベントの再開は見通しがたたない状況下である。
しかし、個店における小規模イベント開催は夏季期間に開催されており足寄町の地域活性化の為に活動を個々に行っている。イベント開催にあたってはテント等備品がないことから開催できない事業者又、小規模でしか開催できない事業者がおり活動する事業者に対しテント等の貸出を行うことで地域のにぎわいの創出や地域活性化に寄与する活動への支援を目的とする。
4. 提出書類 別紙事業計画書（借用品申請）
5. 申請方法 事前相談（足寄町商工会）→事業計画書（借用品申請）
→足寄町役場経済課商工観光振興室へ申請→承認
6. 留意事項
 - ・ 町内で実施される事業であること
 - ・ 地域活性化に寄与する活動であること
 - ・ 借用品の管理は申請者の責任の元に返却すること
 - ・ 借用品が破損した場合は申請者が責任を負うこと
 - ・ 申請日が重なり希望する備品の借用ができない場合は申請者同士での話し合いの上で調整すること
 - ・ 貸出及び返却日は足寄町役場開庁日とすること
 - ・ 貸出及び返却時には借用品に破損がないか等現地確認を行うこと